

川合区民館使用規定

川合自治連合会

川合区民館使用について、下記のとおり定める。

1. 使用者 原則、川合自治会員であること。
但し、川合自治会員以外の個人及び団体が使用する場合は、別に定める。
2. 使用目的 原則、自治会又は自治会に関する公共的行事、及びこれに付随する行事とする。
物品の販売・宣伝等を目的とする使用は禁止する。
3. 管理責任者 自治連合会副会長とする。
業務管理は川合自治連合会事務局とする。
4. 使用時間 原則、午前9時から午後10時までとする。
5. 使用優先 使用については、自治連合会・自治会行事を優先する。
6. 使用予約 使用の予約は、使用日の2ヶ月前より有効とし、それ以前の予約は無効とする。
川合区民館利用者登録記入⇒確認メール(会員番号連絡)⇒ホームページより予約
7. 使用料 振込にて支払う。金額は下記に定める表のとおり。
振込み先:めぐみの農業協同組合 今渡支店 普通 9400401
カワイ クチョウ ジムキョクイン タナカ マサヒコ
*振込料は連合会負担
8. 無料 自治連合会・自治会及び各種団体サークル活動等、自治会員の健全な活動を行う場合。
自治連合会が認めた区内の各種団体・小中学校等公共性の高い団体が活動を行う場合
9. 有料 営利を目的とする活動。
趣味・スポーツ活動等において、受講料等を徴収し、運営する団体。
川合自治会員であっても、私的(個人)に使用する場合。
10. 設備管理 設備・備品等を棄損せしめた場合は、弁償請求をします。
11. 使用停止 自治連合会・自治会等の設備管理者の指示・命令に従わない場合。
川合区民館の使用規定等に違反した場合。
使用マナーが悪いと設備管理者が認めた場合。
12. 使用時間と料金 使用者は、的確に使用時間を申告すること。
使用時間に偽りがあった場合は、追徴金を請求し、以後使用禁止とします。
一ヶ月以上、定期的に使用する場合は、別途、連合会長と個別契約とする。
(営利を目的した場合、1時間あたり単価の2倍とする)

【単位:円】

部 屋 (使用料金)	昼間帯	半夜間帯	終 日	備 考
	9:00~17:00	17:00~22:00	9:00~22:00	
	1時間あたり		1日につき	
会議室	100	200	2,000	調理室使用を含む
和室(2F)	100	200	2,000	南側
和室(2F)	100	200	2,000	北側
ホール	200	300	3,000	
全館	400	500	10,000	会議室・和室・ホール他

物品(料金)	一脚	備考
椅子	20	貸出し
テーブル	60	

*100円未満切り上げ、100円以上は十円単位単位を四捨五入する。

13. 注意事項 ゴミ等は必ず持ち帰ること。
川合区民館使用記録簿に必ず記入すること。
設備・備品等を大切に、防火防犯等、良識ある使用に努めること。
14. その他 本規定は、令和7年4月 日より適用する。